

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p>Ⅲ－４－９－４－３ リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ、過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再建計画（注３）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注４）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注１） (略)</p> <p>（注２）「抜本的な」とは、<u>以下の要件をいずれも満たす計画であることをいう。</u></p> <p>二 <u>概ね３年（債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の</u></p>	<p>Ⅲ－４－９－４－３ リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ、過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再建計画（注３）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注４）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注１） (略)</p> <p>（注２）「抜本的な」とは、<u>概ね３年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

旧	新
<p><u>延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となること</u></p> <p><u>三 各金融機関毎に、計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当該貸出金に対して、計画を踏まえた信用リスクの低下及び計画の不確実性を加味した基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれること</u></p> <p>(注3) <u>株式会社産業再生機構が買取りを決定（株式会社産業再生機構法第 25 条第 1 項）した債権に係る債務者についての事業再生計画（同法第 22 条第 2 項）については、当該計画が(注 1)及び(注 2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注 4) (略)</p>	<p><u>が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を参照のこと。</u></p> <p>(注 3) <u>中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画については、当該計画が(注 1)及び(注 2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注 4) (略)</p>